

令和4年度  
第1回福知山市立公民館運営審議会

資 料

福知山市立公民館

(余白)

# 福知山市立公民館運営審議会委員名簿

(敬称略)

氏 名	選 出 団 体 等	備 考
かわばた なみよ 川端 那美代	市立学校校長会	
おおつき ひろし 大槻 紘	(公社)福知山市文化協会	
あしだ おさむ 芦田 収	(一財)福知山市スポーツ協会	
もりい ともみ 森井 友美	福知山市 P T A 連絡協議会	
たまい さよこ 玉井 佐代子	福知山市連合婦人会	
ささき やすこ 佐々木 康子	福知山市社会教育委員会議	
よしづみ さとみ 善積 里美	福知山市立図書館協議会	
おおつき ゆういち 大槻 祐一	福知山市公民館連絡協議会	
まさき よしみ 正木 好美	川口地域公民館運営協議会	
ふじわら ひろし 藤原 博	日新地域公民館運営協議会	
きりもと あきひろ 桐本 章広	北陵地域公民館運営協議会	
あしだ よしたか 芦田 義孝	六人部地域公民館運営協議会	
たなか まさし 田中 正志	成和地域公民館運営協議会	
おはら かずひろ 小原 一泰	三和地域公民館運営協議会	
はしもと よしのぶ 橋本 善信	夜久野地域公民館運営協議会	
しが としゆき 志賀 敏之	大江地域公民館運営協議会	
はま ともひろ 濱 友啓	桃映地域公民館運営協議会	
ほんだ ようこ 本多 洋子	公募委員	
きぬがわ まさひこ 衣川 正彦	公募委員	

計 19 名

任期 令和6年 7月26日まで

## 公民館運営審議会関係法規（抜粋）

### ○社会教育法

---

（公民館運営審議会）

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第三十一条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の役員をもって充てるものとする。

### ○公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令

---

○公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令  
平成二十三年十二月一日文部科学省令第四十二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第五号）の一部の施行に伴い、及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第三十条第二項の規定に基づき、公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令を次のように定める。

公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令

社会教育法第三十条第二項の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

附 則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

### ○福知山市立公民館条例（昭和51年4月1日条例第4号）

---

（公民館運営審議会）

第3条 公民館に法第29条第1項の規定に基づき、公民館運営審議会を置く。

2 公民館運営審議会委員（以下「委員」という。）の定数は、20人以内とする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 公職又は団体代表の地位にあつたため委嘱された委員の任期は、前項の規定にかかわらずその地位を退いたときをもって終わる。

### ○福知山市立公民館条例施行規則（昭和51年3月31日教育委員会規則第5号）

---

（公民館運営審議会）

第4条 公民館運営審議会（以下「運営審議会」という。）に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長及び副委員長の任期は、2年とする。ただし、再選することができる。

4 委員長は、運営審議会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

第5条 運営審議会の会議は、定例会及び臨時会とし、委員長が招集する。

（1）定例会は、原則として単年度2回開催する。

（2）臨時会は、必要に応じて開催する。

## 公民館関係法規（抜粋）

### ○社会教育法

#### 第五章 公民館

##### （目的）

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

##### （公民館の設置者）

第二十一条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

##### （公民館の事業）

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

##### （公民館の運営方針）

第二十三条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。

二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

（      の部分は「営利事業」とすべきものと思われる。）

##### （公民館の基準）

第二十三条の二 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

##### （公民館の設置）

第二十四条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

第二十五条及び第二十六条 削除

##### （公民館の職員）

第二十七条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。

3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第二十八条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会（特定地方公共団体である市町村の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた公民館（第三十条第一項及び第四十条第一項において「特定公民館」という。）の館長、主事その他必要な職員にあつては、当該市町村の長）が任命する。

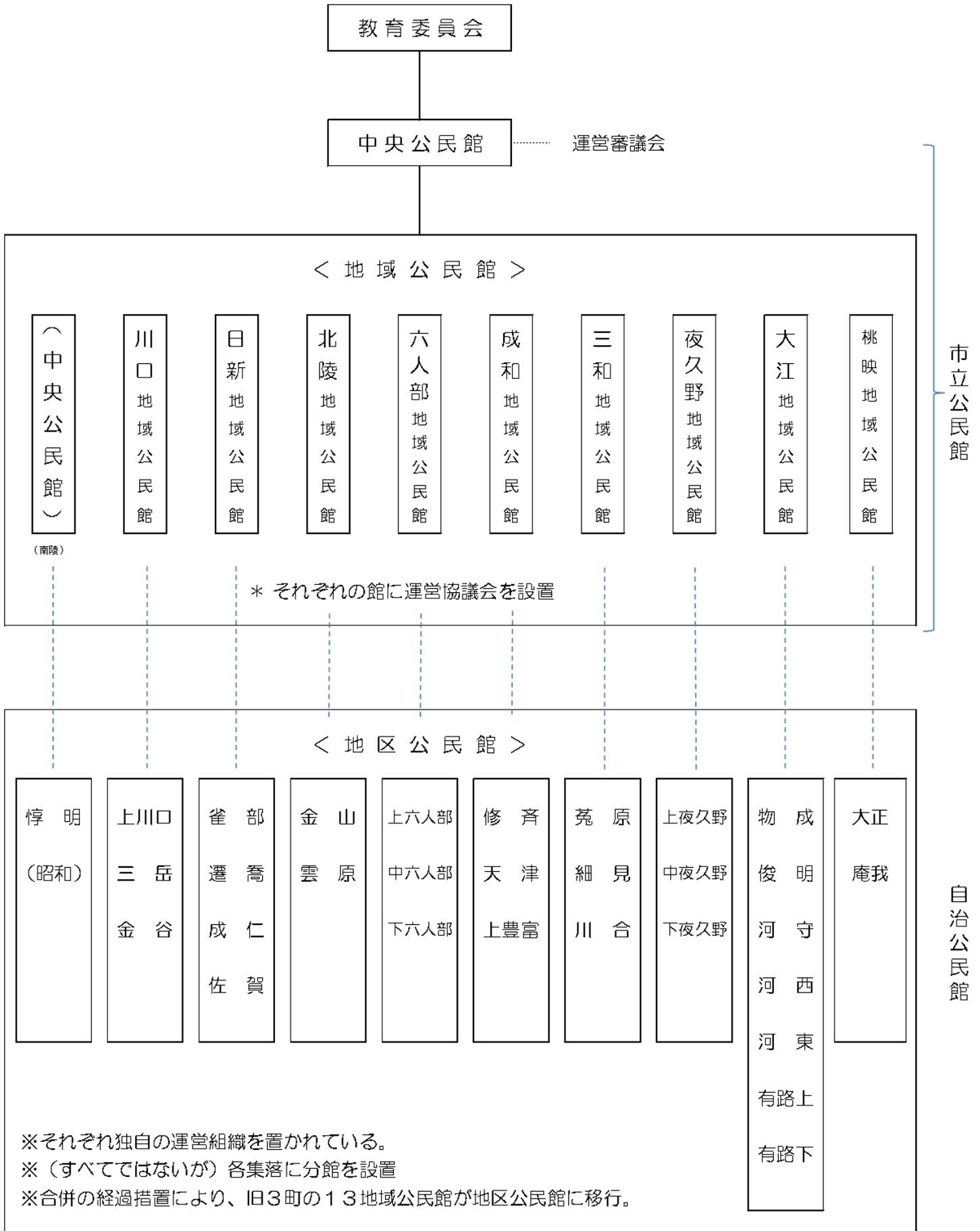
### ○福知山市公民館条例施行規則（昭和51年3月31日教育委員会規則第5号）

#### （事業）

第2条 福知山市立公民館（以下「公民館」という。）において、おおむね次の事業を行う。

- （1）定期講座を開設すること。
- （2）研修会、実習会、展示会等を開催すること。
- （3）図書、資料等を備え、その利用を図ること。
- （4）体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- （5）各種社会教育関係団体との連絡協調を図ること。
- （6）その施設をコミュニティ活動その他の公共的利用に供すること。
- （7）その他公民館の目的達成に必要な事業

福 知 山 市 の 公 民 館



## 令和4年度市立公民館の活動の重点

現代社会が、日々、多様化・複雑化していく中では、「地域づくり」や「まちづくり」における課題解決に向けた「学び」と「実践」に取り組むことが重要である。

市立公民館は「地域の絆」をつないでいく公共の施設であることから、若者から高齢者まで、すべての人が集い、多様な学習機会や世代を超えた交流の場の提供、時代背景に順応した文化、教養、人権学習などに関する各種事業を展開するとともに、家庭、学校、地域とそれぞれの公民館が一緒になって、笑顔あふれる公民館活動を推進するために、重点項目を下記のとおりとする。

### 1 笑顔あふれる公民館活動

地域課題解決に向けた学習活動の促進

高齢社会、安心安全、環境問題等の地域課題に対応した学習活動や情報提供を行い、地域住民の主体的な地域づくりや学習活動の促進に努める。

### 2 青少年の健全育成「心の教育」実践活動と「地域未来塾」の展開

地域全体で子どもを育む環境づくりの推進

家庭、学校、地域社会が、連携・協働し「こだま教育」「あいさつ運動」「家族だんらの日」「地域未来塾」事業を推進し、希薄になりつつある地域の絆を深めるとともに、地域の人材の活用によるコミュニティの活性化を促し、子どもの成長を地域全体で支え、かつ育む環境づくりの充実に努めることで、青少年の健全育成をめざす。

### 3 市民協働のまちづくりに向けた取組

(1) 関係諸団体との連携の強化

公民館活動の重点を基に、学校や地域、地域公民館・地区公民館の連携を強化し、住民が地域社会の構成員として社会参加できるような、地域コミュニティの推進に努める。

(2) 地域の人材活用と指導者育成

地域社会の教育力の向上を図るため、生涯学習講座等では、地域の人材を積極的に活用し、地域づくりに貢献できるリーダーの育成に努める。

(3) 地域ボランティア活動の推進

世代を越えてボランティア活動を進めるため、学校や社会教育関係団体との連携を密にし、公民館活動を通じてボランティア意識の向上をめざす。

### 4 市立公民館の施設・設備の整備と充実

地域の生涯学習を推進する社会教育の拠点施設として、又、災害時等の避難所としての役割を果たすため、市立公民館の施設・設備の整備及び充実に努める。

1 令和4年度事業（取組）の重点について

(1) 笑顔あふれる公民館活動の推進

いつでも・だれでも・どこでも・楽しく学ぶことができる様々な学習活動や情報提供を行い、生涯学習講座等を通じて地域や世代を超えた交流を深め、活動の輪が広がっていくよう推進する。

(2) 地域全体で子どもを育む環境づくりの推進

地域社会との交流の場の提供や様々な体験学習を通して、次代を担う子どもたちが、家族や地域のぬくもりを感じつつ、人として思いやりあふれる豊かな心と創造性を培い、育てていくための環境づくりの充実に努め、青少年の健全育成をめざす。

(3) 市民協働のまちづくりに向けた取組

「市民交流プラザふくちやま」を拠点とし、地域の人々にとって身近な施設として、時代に即した幅広い活動を展開するとともに、社会教育団体や公民館登録団体の自主的な活動を支援し、地域コミュニティの活性化を促進するとともに、リーダー的役割を担う人材の育成を努める。

2 事業の概要及び特徴的な事業等について

(1) 一般講座・教室（11講座）

『たのしい書道教室』 『クラフトバンド初心者教室』 『米粉教室』  
『男性クッキング』 『柚子ジャムとこんにゃく作り』 『手づくりパン教室』  
『そば打ち教室』 『台湾風ストレッチ～楽筋操～』 『フラダンス教室』  
『バランスボールで弾もう』

優れた智恵・技を持つ高齢者から技能を学ぶ『季節料理教室』

(2) わくわく体験教室（3教室）

夏休み期間を利用し、小学生が幅広い世代の人々と交流しながら新しい発見や知識を身につけ、親子のふれあいを大切にした教室等を開催する。

◎「家族だんらんの日の家族へのおもてなし」

『福知山の特産物「玉露」を知ろう！』

◎親子体験学習『自然観察会と植物標本づくり』

◎ものづくり『親子でクレイアート』（2回）

(3) まちづくり構想「生涯学習講座」特別枠

- ・まちづくりの推進 まちづくりの担い手育成講座
- ・防災意識の向上 地域の防災教室・防災講演会
- ・アクティブシティの推進 ノルディックウォーキング
- ・午前中からの開館記念事業 わたしと家族の「そうぞく」教室
- ・全館共通講座 福知山市みんなの多様な性を尊重する条例 LGBTQ

(4) 人権教育の推進

共に幸せを生きるまちづくり人権講座

現在調整中

(5) 中央公民館文化祭（12月3日）

公民館講座の作品展示、公民館登録団体（14団体）の活動成果の発表の場として開催し、活動の輪を拡げていく。

1 令和4年度事業（取組）の重点について

- (1) 午前中開催に伴い、利用者拡大を目指し、誰もが気軽に利用できる公民館づくりに努める。
- (2) 地域の交流を深め、楽しく、学ぶ事が出来る生涯学習講座を推進する。
- (3) 地域づくりの一環として、人権教育、心の教育を推進する。

2 事業の概要及び特徴的な事業等について

(1) 学習活動の推進

講座・教室については開催時に、アンケートを取り、皆さんの要望を出来るだけ取り入れ開催をしている。

- ①剪定教室 ②バトミントン教室 ③クラフトバンド教室 ④健美操教室
- ⑤手打ちそば教室 ⑥エコクッキング教室 ⑦男めしクッキング教室
- ⑧手芸教室（新） ⑨刃物研ぎ教室（新） ⑩親子でスイーツ教室（新）
- ⑪英語で遊ぼう親子教室（新） ⑫楽しく歌って童謡教室（新）
- ⑬高齢者向け防犯教室（新） ⑭親子スポーツ教室（新）

(2) 家族ふれあい体験事業

親子スポーツ教室（6/14）英語で遊ぼう親子教室（6/18）親子スイーツ教室

(3) 地域づくりの推進（川口地域公民館運営協議会）

コミセンまつりの開催10月30日（日）開催予定。

グラウンドゴルフ大会開催11月13日（日）開催予定。

(4) 人権教育の推進

- ①「共に幸せを生きるまちづくり人権講演会」6月11日（土）開催。
- ②川口地域公民館運営協議会 人権啓発部会視察研修は、2月頃予定。
- ③川口地域公民館運営協議会 人権啓発部会人権講演会は12月頃予定。

(5) 心の教育実践活動

- ①あいさつ運動・・・各地区内通学路、スクールバス停車場、学校校門前等にて実施
- ②家族だんらんの日・・・上川口・金谷保育園、上川口小学校、川口中学校、各地区公民館等にて体験活動を実施。

- 1 令和4年度事業（取組）の重点について  
新しい講座の開設、土曜日実施、午前中開催などで参加層（平日働く層・若年層）の拡大を図る。
  - (1) 「親子・家族のふれあい」事業
  - (2) 「地域のふれあい」事業
  - (3) 「心の教育」実践活動事業
- 2 事業の概要及び特徴的な事業等について
  - (1) 講座・教室
    - ア 「親子陶芸体験」、「親子で描くパステルの“せかい”」  
新設「親子でスイーツづくり」「動くおもちゃ製作教室（高校生ボランティア）」
    - イ 生活を楽しむ講座  
「剪定教室」「趣味を活かすスイーツづくり」
    - ウ 趣味の講座  
新設「つまみ細工教室」「かんたんな編み物教室」「草木染め教室」
    - エ 健康講座  
「初めてのバランスボール」
    - オ 地域探訪講座  
「地域を知る長田野工業団地」
    - カ 料理講座  
「飾り巻きずし教室」
  - (2) 日新地域公民館運営協議会の事業
    - ア 前期「ボッチャ大会」・後期「囲碁・将棋大会」（大人、子ども合同）
    - イ 「日新ふれあい交流会」教室、同好会の発表・ビンゴ大会
  - (3) 青少年の健全育成「心の教育」実践活動
    - ア 心の教育実践発表会（11月27日）
      - ・日新地域の幼稚園、各小学校、中学校の心の教育実践のまとめ展示
      - ・成仁小学校、日新中学校の発表、日新中学校吹奏楽部による演奏
    - イ 21日新夢と希望の会
    - ウ 地域未来塾
    - エ 親子講座
    - オ スポーツ教室
  - (4) 人権教育の推進
    - ア 共に幸せを生きるまちづくり人権講座（7月23日実施予定）
    - イ 各地区公民館主催の人権講演会への参加
  - (5) 午前中開館記念事業
    - ア 体育館開放（5月・7月の日曜日）・・・親子スポーツ教室・読み聞かせ
    - イ 防災講座
    - ウ ふれあい交流会
  - (6) 特別枠講座
    - ア 地域づくり推進・防災講座、歴史講座（飛行場・お茶）  
ノルディックウォーク・落語を聞こう

1 令和4年度事業（取組）の重点について

- (1) 北陵地域唯一の公共施設であり、多くの地域住民が和気藹々に気軽に集える地域のよりどころとして、公民館行事・講座事業や施設の利用推進を図る。毎月発行している公民館たよりや福知山市ホームページ、メディア媒体等で広報活動を行い、地域や世代を超えた交流がより活発にできるよう努める
- (2) 北陵地域公民館運営協議会や北陵地域振興協議会が地域公民館と強く連携し、心豊かに暮らせる地域づくりを推進し、住民の生活の向上を目指した事業を展開する。
- (3) 地域活性化組織の雲原砂防イベント実行委員会の主催する事業や「金山教育集会所」が開催している事業・各種教室を協賛する。

2 事業概要および特徴的な事業等について

(1) 北陵地域公民館運営協議会事業

「グラウンドゴルフ大会」10月に開催

「北陵地域公民館まつり」11月13日予定

(2) 人権教育の推進

- ・共に幸せを生きるまちづくり人権講座の開催

金山教育集会所 8月 日一講師：調整中

北陵地域公民館 11月13日一講師：調整中 北陵地域「公民館まつり」内で

- ・地区巡回人権講座
 

雲原公民館	8地区	7月～11月
金山公民館	5地区	8月～3月

(3) 心の教育実践運動（毎月11日）

- ・挨拶運動
- ・家族だんらんの日

(4) 講座・教室関係

ア 一般新規講座

- ①初級者スマホ・パソコン講座 ②和菓子を作ろう！ ③中国料理・水餃  
④わくわく絵画教室 ⑤はじめてのクラフトバンド教室 ⑥ソーセージを作ろう！

イ 一般継続講座

- ①「初めてのドローン講座」②草木染教室 ③いろりばた～温故知新～

ウ 特別講座

- ①新館オープン記念講座 パソコン・スマホ講座「インターネットを楽しく学ぶ」  
②まちづくりの推進事業 まちづくりの担い手2講座 ③防災意識の向上講座  
要配慮者・支援者のための防災行動 ④自然と共存自主性向上 親子で参加ソロ  
キャンプ、女子ナイトキャンプ ⑤スマホで交流 インスタデビュー講座 ⑥簡  
単なことから学べるSDGs講座 ⑦貯筋体操 月2回年間

1 令和4年度事業（取組）の重点について

多くの笑顔のために・生きる喜びのために

- ① 地域住民が心豊かで充実し、生きがいを持った生活を送るために、いつでも・だれでも・どこでも様々な学びの場が提供出来るよう、生涯学習の拠点となる。
- ② 地域課題の解決に向けた人材の育成、活力あるコミュニティの育成の為の様々な情報の提供に務める。
- ③ 六人部地域人権教育推進委員会を中心に、人権問題の正しい理解と解決に向けた学習活動を推進する。

2 事業の概要及び特徴的な事業等について

(1) 一般講座の充実（12講座 33回）

- ①ハンギングバスケット教室 ②初心者のパソコン教室 ③健康体操教室  
 ④親子で学ぶ科学教室 ⑤自然観察 川を知ろう教室 ⑥苔玉づくり教室  
 ⑦リラックスヨガ教室 ⑧初心者の茶道教室 ⑨バランスボール教室  
 ⑩楽しい陶芸教室 ⑪みそづくり教室 ⑫和太鼓体験教室 ※（下線新規講座）

(2) 今年度特別講座の実施

- ①午前中開館記念事業 フレイル予防講座、子育て応援 親子おはなし会  
 ②まちづくりの推進事業 まちづくりの担い手育成講座（2回）  
 ③防災意識の向上推進事業 地域の防災・減災を考える講座（3回）  
 ④アクティブシティー推進事業 ノルディックウオーク体験教室、スクエアダンス教室  
 健康に介護予防 すこえみ講座（地域包括支援センター共催事業）  
 ⑤その他 スマホ教室「LINE スタンプを作ろう」

(3) 人権学習の取組み

- ①共に幸せを生きるまちづくり人権講座（6/16、6/23）
- ②六人部地域人権教育推進委員会主催人権講座（12/4）
- ③六人部地域人権教育推進委員会視察研修（11/29）

(4) 「心の教育」実践活動の取組み

- ①世代間交流・花いっぱい運動 中学校、小学校、4保育園にて実施
- ②「あいさつ運動」「家族だんらんの日」啓発事業 8月を除く毎月11日を基準に実施
- ③心の教育実践発表会 六人部小学校（全校ミュージカル 11/18）
- ④地域未来塾の開講

(5) その他

- \*六人部コミセンまつりの実施（10/30）  
 実行委員会、各部会など8回の会議を開催

## 1 令和4年度事業(取組)の重点について

福知山市教育委員会の社会教育の重点・市立公民館の活動の重点・福知山市「心の教育」実践活動実行委員会方針等に基づき、地域住民の『交流の場』として、誰もが気軽に「集い」、「学び」、人と人の絆や地域の絆を深める「絆づくりの場」となる『笑顔あふれる公民館活動』を推進していく。

- (1) 地域住民の交流事業の推進
- (2) 各種事業や講座・教室での世代を超えた交流
- (3) 地域人材の活用と指導者育成
- (4) 「コミセンだより」など通した広報活動

## 2 事業の概要及び特徴的な事業等について

## (1) 成和地域公民館運営協議会の事業

- ア コミセンふれあいまつり(11月) ※各地区公民館共催
- イ コミセン杯各種球技大会(7・9・10月 4種) ※各地区公民館共催  
ソフトボール大会(7月) ビーチバレーボール大会(7月) ゲートボール大会(9月)  
グラウンドゴルフ大会(10月) インディアカ大会(12月) 高齢者グラウンドゴルフ大会(10月)
- ウ 文化的事業  
コミセン杯将棋大会(12月)
- エ コミセン清掃活動(ボランティア)  
周辺草刈作業(6月・9月) ……成和地域41自治会から各1名参加  
グラウンドや体育館使用団体による奉仕活動(7月・10月・12月)
- オ 子ども交流大会(8月) ※各地区公民館協力
- カ その他の事業  
総会(4月・2月) 幹事会(8月) 事業検討会(3月)  
コミセンふれあいまつり実行委員会(9-10月) 4館合同研修会(7月)

## (2) 講座・教室の開催

◎全体で12講座(教室) 39回実施予定

- ①『シニアのピアノ入門教室』(新) ②『クレイアート教室』 ③『ふるさと探訪』(新)
- ④『オカリナ教室』 ⑤『季節のタペストリー教室』(新) ⑥『元気の出る遊び教室』(新)
- ⑦『簡単ヨガ教室』(再) ⑧『剪定教室』 ⑨『農産加工教室』 ⑩『バドミントン教室』
- ⑪『親子で楽しく理科教室』(新) ⑫『脳もいきいき体もいきいき』

## (3) 青少年の健全育成「心の教育」実践活動

- ア 各地区役員等による「あいさつ運動」(毎月11日)
- イ 家族だんらんの日(家庭・学校・地域住民が一体となった取組)
- ウ 親子参加の夏休み講座
- エ 子ども交流大会
- オ 「心の教育」実践活動発表会  
※各校での学習発表会・文化祭と『コミセンふれあいまつり』での作品や取組展示
- カ 各地区公民館の事業(親子参加の事業・世代間交流事業)

## (4) 人権教育の推進

○共に幸せを生きるまちづくり人権講座(10月)

## (5) 各種クラブ・サークル活動(約60団体)への支援

## (6) その他

3地区公民館(上豊富・修斉・天津)との連携と研修会(4館合同研修会)の実施

1 令和4年度事業（取組）の重点について

- 市教育委員会の「令和4年度社会教育の重点」に基づき、地域づくりや人づくりに貢献できるようさまざまな学習機会と学習情報を提供するとともに、生涯学習特別枠講座の活用により、三和地域に特化した防災講演会の開催や、楽しみながら食と農業に関して学びを深化させる事業などを展開する。
- 地域の財産である子どもたちの健やかな成長のため、心の教育実践活動の下で地域住民と連携しながら事業を進める。
- 2年後（計画）の公民館事務所完全移転を見据え、三和荘や先頃発足した三和荘活用推進協議会とも連携し、地域交流の新たな拠点づくりための模索を行う。

2 事業の概要及び特徴的な事業等について

(1) 講座・教室等

一般講座				特別枠講座			
	講座・教室名	時期	回数		講座・教室名	時期	回数
	ステンドグラス教室	6～10月	6	新	防災講演会	10月	1
	フラワーアレンジメント教室	6～12月	6	新	ボッチャ体験	8月	3
新	バランスボール教室	6～7月	5	新	ハレの日ご飯（健康編）	7月	1
新	草木染め教室	9月	1	新	〃（美味しく幸せ編）	8月	1
	季節の料理教室	7～12月	3	新	〃（収穫を味わう編）	9月	1
	米粉教室	10～11月	2	新	ノルディックウォーク	11月	1
新	初めての手編み教室	10～11月	4	新	（調整中講座）	未定	1
	鉛筆画デッサン教室	6～7月	4	市民講座			
新	キャラクターデザイン教室	9月	3		講座・教室名	時期	回数
	子どもわくわく体験（科学）	7月	1		スマホ・タブレット講座(A)	7月	1
	〃（自然）	7月	1		〃(B)	9月	2
	いきいきライフセミナー	11～1月	3		〃(C)	8～9月	2

注】新規以外は講座としては継続しているが、すべて新たな内容となっている。

(2) 心の教育実践活動の実施

①「家族だんらの日」事業

・親子交流事業「こどもウォークラリー」の実施と、家族だんらの日の啓発活動を実施する。

②「あいさつ運動」事業

・毎月11日をあいさつデーと定め、三和学園や通学路であいさつ運動を展開する。

(3) 新たな拠点づくり

①交流拠点施設三和荘活用推進協議会との懇談や意見徴収を踏まえ、新たな視点に立った三和地域公民館の果たす役割を明確化していく。

②三和荘との連携を強化し、情報共有をしながら、今後の三和荘のあり方について方向付けを行う。

3 三和地域公民館運営協議会の事業

①グラウンドゴルフ大会の実施

・三和地域住民の交流と親睦の場としてスポーツ行事を実施する。

②公民館まつりの開催

・町域のまつりとして本年度開催予定の「三和ふれあいフェスティバル」において、公民館の教室や講座等の紹介を含めた作品展示や、公民館の活動内容の紹介を行い、理解を深める機会とする。

1 令和4年度事業(取組)の重点について

絆づくり ～地域づくりの原点は人と人とのつながり～

- ① 活動を通じて人をつなぐ・・・諸団体をつなぐネットワークづくり
- ② 課題解決に向けて地域をつなぐ  
 ・・・まちづくりにつながる学習機会の提供、人材育成
- ③ 文化・スポーツを通じて心をつなぐ・・・よりよい文化の共有と心身の健康増進
- ④ 学校・保育園を通じて世代をつなぐ  
 ・・・夜久野学園・夜久野こども園・子育て支援センターと連携した地域づくり

「つながり」を重点に挙げる取組は今年で9年目となる。この2年間はコロナ禍による自粛生活での「つながり」を模索しながら取り組んできたが、今年度は地域各地で休止行事を再開する動きも出てきており、公民館事業に対する住民のリアクションにも手応えを感じている。住民の反響やニーズを受け止め、事業に反映させたい。

2 事業の概要および特徴的な事業について

① 活動を通じて人をつなぐ 諸団体をつなぐネットワークづくり

諸団体と連携・協働を進めることにより、団体の特性を効果的に活かしながら地域を活性化するとともに、多くの人材が活躍できる機会を拓く。

「まちづくり講演会」「人権講演会」「文化祭」「公民館まつり」「音楽サロン」「健康環境委員研修会」「夜久野いきいき大会」「まちづくり振興大会」「年間計画調整会議」

② 課題解決に向けて地域をつなぐ まちづくりにつながる学習機会の提供、人材育成

地域の歴史や文化を学ぶことを通して郷土愛をはぐくむとともに、地域の現状に向き合い、学習を通して課題や希望を共有する。また、住民が力を合わせて課題を解決したり、希望を実現したりするための力を養う。

「まちづくり講演会」「SDGsはじめの一步」「みどりのカーテン苗配布」「防災講座」「まちづくり振興大会」「夜久野のみらいを創る集い」「ふるさと講座夜久野学」「草木の恵みを暮らしに活かす」「やさしいお菓子づくり」「男のこだわり料理」

③ 文化を通じて心をつなぐ よりよい文化の共有

文化やスポーツを通じて心身を豊かにはぐくむとともに参加者同士のつながりを図る機会とする。今年度は市アクティブシティ推進事業の一環として、心身の健康増進に関する事業も多数開催する。

「ノルディックウォーキング入門」「気功教室」「世代間交流公式わなげ」「健康と睡眠の知恵袋」「笑いと健康(講演)」「バランスボール入門」「つまみ細工入門」「楽しい書道」「やさしいお菓子づくり」「男のこだわり料理」「草木の恵みを暮らしに活かす」「音楽サロン」「子ども体験教室」「文化祭」「公民館まつり」

④ 学校・保育園を通じて世代をつなぐ 夜久野学園・夜久野こども園・子育て支援センターとの連携

夜久野学園の児童生徒と学び合ったり、子どもたちの力を発揮する事業を実施。乳幼児から世代を超えた交流を深めるとともに、地域の一員として認め合う。今年度は新たに、子育て支援センターを利用する乳幼児や保護者との関わり方を模索している。

「あいさつ先手運動」「中学生と学ぶ人権講演会」「サマーフェスティバル」「夜久野のみらいを創る集い」「男のこだわり料理 IN 夜久野学園」

1 令和4年度事業（取組）の重点について

- (1) 次年度以降を意識した持続可能な公民館運営を目指す。
- (2) 大江地域の他団体との連携を進め、事業の効率化や活性化を図る。
- (3) 地域住民の学習ニーズに応える生涯学習を推進する。

2 事業の概要及び特徴的な事業等について

(1) 事業の概要

- ①新たな利用者層を対象にした事業の実施
- ②他団体との連携による各事業の改善
- ③住民の要望に基づく講座開設や出前講座の実施

(2) 事業の内容

【一般講座】

- ①自然観察、②歴史探訪、③弓道教室、④和紙灯籠づくり、⑤ペーパークラフトかごづくり、⑥レザー小物、⑦ノルディックウォーク、⑧かわいいパンづくり、⑨アロマワックスバー、⑩プリザーブドフラワー、⑪バランスボール、⑫おいしい味噌づくり、⑬白菜キムチづくり、⑭おもしろ文字、⑮高齢者いきいき講座、⑯藍染め、⑰ヨガ教室、⑱簡単アイデア料理

【新規講座】（特別枠予算による講座）

＜全館共通テーマの講座＞

- ①緑広げる植栽教室、②まちづくり講座、③防災講座、④子どもスポーツ教室、⑤ゆるヨガ教室

＜家庭応援プログラムの講座＞

- ①子育て講座、②体にやさしい料理教室、③お話しとものづくり、④音楽の調べ、⑤親子クッキング

＜新しいこと始めようプログラムの講座＞

- ①川柳講座、②男の料理教室、③相続講座

【運協主催事業】

- ①公民館まつり、②グラウンドゴルフ大会、③卓球大会、④囲碁教室、⑤囲碁交流大会、⑥習字教室

【その他】

- ①スマホ講座（全館共通）、②午前中開館記念事業、③午前中全館開放デー④「心の教育」実践活動、⑤共に幸せを生きるまちづくり人権講座
- ※『午前中開館事業』は、子育て講座や読み聞かせなどを行った。
- ※『午前中全館開放デー』は、毎月第三日曜日に実施している。
- ※『「心の教育」実践活動』は、大江学園、げん鬼子ども園、河守地区公民館などと連携している。
- ※『共に幸せを生きるまちづくり人権講座』は、障害者理解をテーマに本田正人氏の講演を計画している。

1 令和4年度事業（取組）の重点について

- (1) 福知山市教育委員会「社会教育の重点」「市立公民館の活動の重点」「心の教育実践活動方針」等を踏まえ、市立公民館テーマ「笑顔あふれる公民館活動 ～つどう まなぶ むすぶ～について、各事業・講座をとおして具現化を図る。
- (2) 地域公民館としての開設6年目を迎え、地域内の状況や実態を踏まえつつ、地区公民館や学校、関係機関との更なる連携を深めるとともに、「集う」「交流」を中核的なテーマとして取組を進め、地域に根ざした地域公民館としての認識の高揚を図る。
- (3) 午前中開館にあたり、公民館利用者の開拓を行う。開拓にあたっては、土曜日・日曜日の休日を効果的に活用し、子育て世代に焦点をあて、家庭教育支援も視野に入れた取組や事業を推進していく。

2 事業の概要及び特徴的な事業について

(1) 運営協議会事業（交流の促進、学習活動の推進）

ア 設立記念「第6回グラウンドゴルフ大会」

7月 3日（日） 三段池多目的グラウンド・・・雨天のため中止

イ 「ふれあいマーケット」「ふれあいコンサート」

12月11日（日） 桃映地域公民館（体育館）

ウ 音楽鑑賞会

12月 8日（木） 地域内2小学校での開催 予定 地区公民館共催

エ 「わんぱくクラブ」

毎週日曜日 午前9時より 親子でともに活動

(2) 講座・教室（学習活動の推進）

ア 一般講座

①気功教室 ②夏のフラワーアレンジメント(※1) ③ボッチャ体験

④季節のタペストリー(※1) ⑤お正月のフラワーアレンジメント(※1)

⑥小学生英会話 ⑦夏休み親子木工教室(※1) ⑧特大書道(※1 ※2)

⑨親子折り紙工作 ⑩簡単スマホ(※1) ⑪地域歴史探訪(※1 ※2)

⑫創作紙粘土 ⑬春のタペストリー(※1)

イ 特別講座

①まちづくり(※1) ②SDGsを知ろう(※1) ③防災(※1)

④ノルディックウォーク ⑤親子スポーツ教室 ⑥ゴーヤ苗配布

※1(庵我、大正の2地区での開催) ※2(各地区公民館との共催)

(3) 心の教育実践活動の実践

ア 関係機関・団体との連携を図り、取組や事業を進め実践活動の推進を図る。

イ 学校、地区公民館との連携

(4) 人権教育の推進

ア 地区内機関（堀会館、大正文化センター、庵我教育集会所）の連携

イ 人権講演会の開催

8月17日（水） 桃映地域公民館（体育館） 市人権推進室との連携

(5) 公立大との連携

ア 運営協議会主催事業への参加

イ 事業の企画立案（学生の学習の場として）